

資料 1

通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 第4回議事要旨

1 日 時 平成18年11月21日（火）17:00～18:30

2 場 所 総務省8階第1特別会議室

3 出席者 堀部座長、村井座長代理、安藤構成員、多賀谷構成員、
中村構成員、村上構成員
有富総務審議官、鈴木情報通信政策局長、森総合通信基盤局長、
寺崎政策統括官、中田大臣官房審議官、河内電波部長、阪本総合政策課長、
佐藤情報通信政策課長、富永電波政策課長、
内藤通信・放送法制企画室長、藤野高度道路交通システム推進官

4 議事要旨

（1）通信・放送の融合・連携に関するヒアリング（技術面）

村井座長代理からICT技術全般について、安藤構成員から電波技術について、それぞれ説明を受け、その後質疑応答を行った。

ア 村井座長代理

（ア）説明内容

「「完全デジタル元年」に向けたICT技術の動向」（資料2）に基づき説明

（イ）質疑応答

- デジタル化することで端子などの規格は統一されるのか、との質問に対して、「ポリシーとビジネスにかかわる。デジタル技術はポリシーさえしっかりと決まつていれば、そのための技術は作りやすい」旨回答。
- ネットワークがIP化された場合、有線と無線、通信と放送と制度が区分されていることの正当性と、共通化すべき部分をきちんととらえておくことが大事。
- 電波を圧縮して、より柔軟、有効に使える制度を組むことにより、有効活用するインセンティブが出てくるので、その是非、導入方法などを検討するべきではないか。
- 通信・放送技術が進んでいくと、通信・放送行政とコンテンツに関する著作権法規、知財の法規との間の関係、調整をどうするか問題点として整理する必要がある。
- デジタル情報、デジタルテクノロジーができても、制度や方針をしっかりとすることがとても大事ではないか。

イ 安藤構成員

(ア) 説明内容

「電波について」（資料3）に基づき説明

(イ) 質疑応答

- 電子タグの増加（10億個、100億個）やセンサーネットワークの充実は、電波、周波数の枠組みの中ではどう吸収されるのか、との質問に対して、「そこはすごく重要な点で、需要予測を入れながら、100人もしゃべれば雑音も100倍増えるという意味の議論が技術ではなかなかできない、経済も含めての話になるので、電波法は非常に苦しんでいる。RFIDのような10億個という数になったときの話は非常に難しい」旨回答。

(2) 電波法制の在り方について

「ワイヤレス・イノベーションの加速に向けた電波法制上の論点について～取りまとめに向けた叩き台～」（資料4）について多賀谷構成員及び事務局から説明があり、その後質疑応答を行った。質疑応答における構成員の主な意見は以下のとおり。本日の議論を踏まえて、次回会合で、取りまとめ案の報告を受けることとされた。

- 試験無線局制度は、非常にすばらしい取組。この制度の適用に関しては、空間的な限定を設けず、例えば、全国で行うことも可能であるか。（「試験や調査の性質によるが、制度の検討にあたり、地域限定は設けていない」旨事務局から回答。）
- 試験無線局に関連して、需要動向や技術的な干渉問題等を完璧には確認することができない技術について、その導入後の技術的な確認により、万が一違う見方をしなければいけない場合には、法令も柔軟に見直す含みを持たせられたらしい。

(3) 次回会合

- 12月21日（木）18:00より開催。議題は、①「論点整理等に向けたフリーディスカッション」、②「今後の検討の進め方について」。

以上